

事業の種別等の揭示（利用運送事業）

中越通運株式会社
(令和6年10月31日)

事業の種別等の揭示について
貨物利用運送事業法第27条及び同法施行規則25第条の規定に基づき、下記の通り揭示する。

記

- 1. 事業の種別
第二種貨物利用運送事業
- 2. 利用運送に係る運送機関の種類
内航海運
- 3. 運賃及び料金
消費者を対象としないため省略
- 4. 利用運送の区域
全国各港間
- 5. 業務の範囲
一般事業
- 6. 利用運送約款
標準内航利用運送約款を適用する。 詳細は別途揭示する。
(最終改正：平成三十一年国土交通省告示第三百二十号)

7. 貨物集配の拠点

仕立地	仕向地
敦賀	博多

以上